

平成22年 第1回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成22年3月8日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成22年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第2号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第3号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成22年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第16号 築上町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町立学校施設整備基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第23号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第30号 損害賠償について
- 日程第31 議案第31号 町道路線の認定について
- (追加議案)
- 日程第32 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書(案)について
- 日程第33 意見書案第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第2号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第3号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

て

- 日程第13 議案第13号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成22年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第16号 築上町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町立学校施設整備基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第30号 損害賠償について
- 日程第31 議案第31号 町道路線の認定について

(追加議案)

- 日程第32 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書(案)について
- 日程第33 意見書案第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書(案)について

出席議員(19名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 田原 宗憲君 | 2番 | 丸山 年弘君 |
| 3番 | 首藤萬壽美君 | 4番 | 塩田 文男君 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 5番 | 工藤 | 久司君 | 7番 | 成吉 | 暲奎君 |
| 8番 | 吉元 | 成一君 | 9番 | 西畑 | イツミ君 |
| 10番 | 西口 | 周治君 | 11番 | 有永 | 義正君 |
| 12番 | 田村 | 兼光君 | 13番 | 田原 | 親君 |
| 14番 | 信田 | 博見君 | 15番 | 宮下 | 久雄君 |
| 16番 | 岡田 | 信英君 | 17番 | 武道 | 修司君 |
| 18番 | 平野 | 力範君 | 19番 | 中島 | 英夫君 |
| 20番 | 繁永 | 隆治君 | | | |

欠席議員（1名）

6番 塩田 昌生君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹本 正君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|----|-----|--------|----|-----|
| 町長 | 新川 | 久三君 | 副町長 | 八野 | 紘海君 |
| 会計管理者 | 吉留 | 久雄君 | 総務課長 | 吉留 | 正敏君 |
| 教育長 | 神 | 宗紀君 | 財政課長 | 渡邊 | 義治君 |
| 企画振興課長 | 加未 | 篤君 | 人権課長 | 松田 | 洋一君 |
| 住民課長 | 遠久 | 臧生君 | 税務課長 | 椎野 | 義寛君 |
| 福祉課長 | 中野 | 誠一君 | 建設課長 | 田中 | 博志君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | | | | 久保 | 和明君 |
| 上水道課長 | 中嶋 | 澄廣君 | 下水道課長 | 久保 | 澄雄君 |
| 会計課長 | 畦津 | 篤子君 | 総合管理課長 | 落合 | 泰平君 |
| 商工課長 | 吉田 | 一三君 | 環境課長 | 則行 | 一松君 |
| 学校教育課長 | 中村 | 一治君 | 生涯学習課長 | 田原 | 泰之君 |
| 監査事務局長 | 川崎 | 道雄君 | 環境課審議監 | 出口 | 秀人君 |

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第1号平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 2款の1項の5目になると思いますが、財産管理費の中で庁舎の維持補修工事というのが上がっています。約870万だったと思いますが、地域活性化きめ細かな臨時交付金という名目になってると思いますが、まあ、庁舎の屋上の防水工事ということで、雨漏りがかなりしているという話を以前から聞いています。で、どの程度までの、まあ、金額とすると完全な防水工事をするには金額がちょっと少ないのかなという感じもするし、この程度の防水工事で庁舎の雨漏りが対応ができるのかどうなのかという問題ですね。

で、もう一つは、庁舎を扱う場合、耐震構造の問題にひっかかって、耐震構造自体のその根本的な対応をしないといけないということが過去にあったという話を聞いたことがあります。で、庁舎のこの防水工事というか、これをした場合、その耐震構造の対応のほうはやらなくていいのかどうなのか、という点を説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。2款1項5目財産管理費の中の庁舎等維持補修工事費870万円計上しております。設計とあわせて900万円でございますが、今御質問あったように、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業として補正予算で計上させていただいております。

で、お尋ねの防水工事がこの程度でいいのかということなんですけど、もちろん全面的に抜本的な対策を取るということには、この予算ではなり得ないと。緊急避難的に今必要とされている屋上、特に古いほうのほうですけど、まあ、この議会の上とか、それと古いほうのテラス状になったところ、これが、これから若干、じゃなくてかなり、漏れが豪雨時には出てくるという問題がありましたので、今回これを計上させていただいております。

で、なお、耐震上の話ですけれども、まあ構造を扱うわけではございませんので、防水工事につきましては、屋上の防水工事については耐震にはひっかからないと考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（１７番 武道 修司君） 今の話からいけば、とりあえず雨漏りにしても部分的なところで、まあその場しのぎというふうな感じに聞こえます。で、根本的にこの庁舎をどうするのか、将来的にどうするのかという部分も含めて、やはりしっかりとした検討をしていって、もしこの庁舎をしっかりと今から使っていくというのであれば、ところどころ、ところどころ、その都度、その都度の対応をしていけばより一層の費用がかかっていくだろうし、将来的にその耐震構造の問題も出てくるんだろうと思います。で、まあ年数もかなり古くなってますんで、まあ、今回はこれでいたしかたないという部分もあるかもしれませんが、今後、このような庁舎を使う場合、将来的な部分も含めていろんな検討をしながら予算を決定をしていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。西畑議員。

議員（９番 西畑イツミ君） ページ１９ページの２２節に賠償金の９０万２,０００円が上がっておりますが、この賠償金とはどういうものなのか、その内容と、それから、これは議案３０号に上がっておりますが、それとの関係なのかを説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（田中 博志君） 建設課田中です。ただいまの御質問の住宅管理費の賠償金９０万２,０００円の計上でございます。これにつきましては、今御指摘のとおり、議案３０号で賠償金についての提案させていただいております。それと関連の補償金でございます。これにつきましては、町営住宅の、正毛田住宅ですけど、正毛田住宅の舗装の陥没に伴う入居者の夫婦の方がけがをされまして、それに対する損害賠償金でございます。内容につきましては、医療費が３４万４,０００円程度、それから、物損費が、車等の修繕ですけど８万６９０円、それから慰謝料が通院日数を基本としておりますけど５７万９,６００円、トータルで１０５万２３９円となります。それで、また本人の個人負担のした分につきましては、要望がありましたので一部１０万３,９０７円については概算払いを行っておりますので、その差額の９０万１,３３２円の計上でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（９番 西畑イツミ君） いや、いいです。３０号のほうでお聞きします。はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（５番 工藤 久司君） ページ１９ページ、１０款１項教育費の中の耐震業務委託料が減額になっています。その理由と、その下の工事請負費、学校施設改修工事費の１,９１０万円は、

どこの小中学校のトイレ改修なのかを教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

学校教育課長（中村 一治君） お答えします。学校教育課中村と申します。

13の委託料の耐震診断業務委託料の減につきましては、入札した結果の残ということで上げさせてもらっております。

また、15の工事請負費に学校施設改修工事1,910万ですが、これはトイレの3カ所の改修ということで、下城井と築城中学校と西角田小学校、これ、まだ身障のトイレもありませんので、身障のトイレと腰掛のできるトイレの改修ということで上げております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） ページ53ページ、13節の電算システム……（「補正」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） これ、今補正だから。

議員（4番 塩田 文男君） 済いません、間違えました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第2．議案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第2号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第3．議案第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第3号平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第4・議案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第4号平成22年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） まあ、今年度というか平成22年度の予算なんですが、昨年度の予算が当初予算で91億、約91億ですね、で、今年度の当初予算が82億7,900万円。で、昨年度から見ると当初予算で計算すると91%、約10%近く、9%ですね、切れて8億2,000万ほど昨年よりも少ない金額になっています。で、平成21年度の決算からいくと、まあ決算の予算からいくと107億6,300万円、支出済み額と繰り越しを入れて、実際的な不用額を差し引いた金額が98億8,900万円程度。で、昨年が91億に対して実際的な支出が98億8,000万ということで、7億8,000万、約8億ぐらいの金額が当初予算から見てふえていると。で、今年度の82億7,000万に対して、見込みとしてどれぐらいの金額がふえてきそうな状況にあるのかということと、今年度の数値が昨年度よりも8億2,000万予算的に下がった要因。例えば人件費もあるでしょうし、まあ、いろんな要因はあると思うんですが、この8億2,000万円が下がった要因というのは何かを教えてくださいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、基本的には、町長選がございましたんで骨格予算ということで、まあ、必要最小限、義務的経費を中心に組まさせていただいておると。あとまた、政策的経費については6月で補正してまいるということで、財源についても、まあ今までの財源とさほど関係ないと思いますけれど、少し税収が落ちるかなと、その分は交付税が、まあ100%丸々は入りませんが、75から80%は交付税で賄ってもらえるというふうなことで、昨年度とほぼ変わらないような状況になってこようとは思っておるところでございますけれども、まあ、一応少ない予算ということは、政策的経費を今回計上しなかったというものでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） まあ、提案のときもそのようなこと言われてましたが、問題は今年度の収入がどのようになってくるのかということによって、その支出が大きく左右されてく

る。で、まあとりあえず最低限の予算でやってるということは、それなりの収入がないと今からいろんな事業ができないということにはなってくるんだらうと思うんですが、今の段階でこれくらいはというものは、やはりある程度見込みを立ててないと、もしこれが、ほんなら最低、最小限の予算やなくて、町長選がなくて、しっかりとした予算立ててるんであれば幾らになったのかという、ちょっと疑問感じるどころあるんです。で、ある程度やっぱ見込みは、町長なり、財政課長なりが、ある程度見込みは立ててるんだらうと思うんです。で、まあ、当初予算としてはこういうふうな最小限の予算しか上がってきていない。でも、頭の中にはちゃんとした予算というのを持ってるということになれば、二重予算になるわけです。だから、その全体的な、全体像として本年度はどういうふうな予算でいきたいんだ、というものをしっかりちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 新規といたしましては、一応私のマニフェストに掲げておりました。これも、子供の医療費無料化7月からやろうということで、今回の当初予算にもくわえさせていただいておりますけれども、あとのマニフェスト関係では、まだ一切計上してないというのが現状でございますし、あと、歳入については、先ほど申したように税収が若干減るかなということで、その分は交付税で補てん、ある程度はできるであらうというふうに。それから、あと、自民党から民主党に変わりました、政策的なものがどうなるかという形になれば、少し地方に、まあいろんな歳入が自民党時代より民主党の方が私は期待が持てるのではないかなと考えております。

それと、自由に使える金、これも少しふえるのではなからうかな、今までは、いわゆる足かせの補助金行政でございましたけれども、これが、地方にもう任せようという機運も民主党の政府の中にはあるようでございますし、調整交付金、9条の調整交付金ございますが、これとて、少しソフト面に使えるような、今横づくりがされておりますし、まあ、米軍再編はハードに向けながら調整交付金をソフトに使って、恒常的な収入に持っていくと、そういう予算の組み替え等々も一応今私の頭の中にはございます。そういう形の中で、まあ、歳入はそんなに落ちると私は思っておりませんし、昨年並みの、まあ100億を超える程度の予算は組めるのではなからうかなと、このように考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 昨年並みにというふうな考え方だということで、まあ大体大まかにわかりましたけど、まあ、先行きが見えない部分もかなりあります。で、特に財政状況がよくなったというようには私思えてないんです。思っていないんです。で、たまたま人件費の関係とか、いろんなもろもろの関係でたまたま偶然にというか、たまたまの流れの中で経常収支比率な

りが落ちていったんではないかというふうを考えてるわけです。だから、しっかりとしたやっぱ財政状況を考えながら、今年度、平成22年度ですね、まあ支出についても1つずつチェックを十分掛けながらやっていくべきではないかというふうに思ってます。

で、まあ長いスパンで考えたときの問題については一般質問を出してますんで、そちらの方で質問させていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） ページ39ページの2款総務費1項総務監理費1目一般管理費の1節の報酬についてですが、この報酬が1人分で違う方がいらっしゃるんですよ。それはなぜ違うのかと、人権施設館長と清掃センターの報酬が上がっておりますが、なぜなのか、お聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。ここに計上しております報酬費は、嘱託職員の報酬費でございますが、それぞれ職によって年報酬が違います。参考までに申し上げますと、最高は指定検査員、それから人権施設館長などの月額が20万円ですね。あと 済いません、児童館の館長が23万円、それから児童厚生員が同じく23万円です。その以外に指定検査員、人権施設館長が月額20万円、図書館館長が20万円、安いところでは、調理員、学校事務の方々が、月額報酬14万円ということになっております。

それから、清掃センター長でございますが、現在は職員がセンター長としておりますけれども、まだ新年度の人事が固まっておりませんのではっきりとしたことは申し上げられませんが、職員が減少していておりますので、センター長につきましては嘱託職員で、ということを考えております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） この嘱託職員の報酬のところでも今説明がありましたが、一般事務については1日6,000円とお聞きしております。それから、保育士などの免許のいる方は6,600円と聞いておりますが、それですと、この金額がまちまちということは日数が違うということに理解してよろしいでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。現在、役場で働いている職員は、我々の一般職のほかに、さっき申し上げました嘱託職員の方と、それから臨時職員という方がいらっしゃいます。で、日額幾らという方々が臨時職員になります。一般職、それから保育所の保育士、それから学校給食とかいう方々の中に、日額の臨時職員がいます。そういうことで、嘱託職員は月額報酬、

臨時職員は日給月給という支払いになります。

議員（9番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 濟いませぬ、先ほど失礼しました。ページ53ページの電算システム保守点検委託料で、今回別紙で出してもらって、大変見やすくなったわけですが、これに載ってない部分が53ページの電算機器保守点検委託料750万、それから、63ページですかね、電算機器保守点検18万9,000円の内容をちょっとお尋ねしたい。

で、もう一つは、ここはちょっと電算システム保守点検で3,300万上がってますが、これが合併当時からのちょうど5年目に入って、これ21年度で一たん終わって、今回がもしかしたら新規で継続じゃないかと思ひます。もしそれであれば、その分の前年度との比較的に、これ、そこんとこちょっと、今回が更新かどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。電子計算機器のリース料につきましては当初5年ということになっていたかと思ひます。で、もう1年残っておりますので、来年度からが当初の5年が過ぎて、恐らくそのまま継続するということになれば、そのリース料がかなり下がってくるものと思ひます。ちょっと詳しい数字が今手元にございませぬので、ちょっと申し上げることができません。

それから、最初のお尋ねがございませぬ53ページの保守点検委託料753万3,000円でございますが、本庁の電算室、それから支所の電算室のほうにサーバーが数台ございませぬ。こういったサーバーの保守点検委託料ということでございませぬ。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

住民課長（遠久 臺生君） 住民課遠久です。63ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費、その12節の役務費の電算システム保守点検委託料でございますが、これは戸籍のほうの電算システムということで日立情報システムと契約して、これは例年どおりの保守点検料として計上させていただきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） もう1年あるんですね。今言われたの750万の電算機器の保守点検委託料というのは、この3,300万の中には入らないんですか。

それと、これもう毎年上がってきている金額と受け取ってよろしいわけですかね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。753万3,000円は、機器、サーバーの機

械そのものの保守点検ですね。で、その下の3,326万3,000円につきましては、その文字どおりそのシステムの保守点検ということで、全く別々のものでございます。ソフトとハードとの違いということでございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） ページ41ページ、総務費の町長交際費の件なんですが、前回は交際費の件で質問させてもらったときに、内規的なものをつくってやるという回答がありましたので、内規的なものはできたのか、できてないのか。

それと、ページ52ページの総務費の27節公課費の公用車の重量税及び印紙税、この中の、今公用車が実際に町長車も旧町あわせて2台あるんですかね。ちょっとそのあたり。あと、議長車と。各2台ずつあるというようなことで記憶にあるんですが、今まだ2台ずつあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。先に公用車の件、お答えさせていただきます。

旧町の町長車がございましたが、1台もう既に廃車済み、で、もう1台が平成20年度予算で臨時交付金事業、国の景気対策であります、これで環境対策ということで町長車の購入ということで繰り越しをさせていただいておりました。で、先般、納車ができて、既存の町長車につきましては廃車という形で切りかわっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。

町長交際費の内規についてはもう既につくっております。済いません。ちょっと今手元に内規持ってきておりませんので、ちょっと詳しい説明はできませんけども、つくっております。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 交際費は、結婚式は全部自費で出すというふうにして、あとはいわゆる葬儀関係が主体になっております。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） まず、39ページ、先ほど西畑議員が質問したところで、人権施設館長報酬2人分480万上がってますが、これは今、1つは続きのほうにあると、あと旧椎田のほうでは役場の職員が課長が在籍してるんじゃないかと思うんです。こういう組織が変わったのか、その詳しい説明をお願いいたします。

それから、119ページの豊築栽培漁業推進協議会負担金59万9,000円、ほかに水産業の補助金のところでアサリがちょっと私の見落としかもしれないようにありますんで、

アサリ貝の補助金の関係もどうなったのか、御説明願います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。

現在、築城の同和研修センターのほうに館長が囑託で1名おりますけれども、新年度から椎田のほうのセンターのほうも囑託を、職員を館長として置きたいということでございます。理由は、新年度から人権課の職員を築城支所のほうに集約したいというか、人権課の執務場所を支所のほうに置きたいと。現在、椎田の館と築城の同権センターのほうで職員が、人権課の職員が2つに分かれております。3名、1名とですね。これが、効率がよくないということ。それから、あわせて新年度から男女共同参画推進会議の事務も主に担当しようということで、人権課の職員を支所に集めてやろうということで、椎田地区にも館長を囑託職員で置きたいということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。先ほど質問がありました119ページの6、3、2の19の中の豊築栽培漁業推進協議会の負担金でございますが、これは豊築漁協と吉富漁協の関係の協議会をつくっております、北九州から吉富までの間の栽培漁業、ヨシエビ、ガザミ、クルマエビの放流の関係の協議会をつくっております。そのための負担金ということで計上しております。

それと、アサリにつきましては今回上げておりませんが、6月に予算計上したいという形でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 人権施設のほうの組織がえということで、あと、その組織、人権課のほうに、築城の支所のほうに持っていくということですが、その各人権施設のほうの職員の配置は今までどおり、トップがかわるだけなんですか。そのへん、わかればお答え願いたいと思います。アサリのほうは、まあ6月ということなんで、もう頭には、課長なり町長なり、補助予算前年並みなのかどうか、あればお答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。

椎田地区と築城地区の、いわゆる隣保館の運営は、2名の囑託職員の館長を置いて、その館長に運営を任せると。で、人権課の職員4名は、もう支所のほうで本来の人権課の業務にあたらせるということでございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。

アサリの補正の計上ですが、通常11月に稚貝を放流しております。今年度は3月13日、アサリの解禁を予定しておりますが、生育はあまりよくありません。それで、アサリの放流につきましては、6月の予算計上時に検討しまして、予算的に計上したいと思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第5・議案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第5号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生文教常任委員会及び総務常任委員会に付託いたします。

日程第6・議案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第6号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第7・議案第7号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第7号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

・

日程第8．議案第8号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第8号平成22年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第9．議案第9号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第9号平成22年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第10．議案第10号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第10号平成22年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第11．議案第11号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第11号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 1 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 1 2 . 議案第 1 2 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号平成 2 2 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 2 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 1 3 . 議案第 1 3 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号平成 2 2 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 3 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 1 4 . 議案第 1 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号平成 2 2 年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 4 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 1 5 . 議案第 1 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 5、議案第 1 5 号平成 2 2 年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

議員（５番 工藤 久司君） これは、先ほどの簡易水道の件とダブるんですが、簡易水道と上水道が、まだいまだに基本料金のほうが統一されていない、合併後速やかにということで質問もさしてもらいましたが、大体どれぐらいをめどに簡易水道と上水道の基本料金の差をなくす予定があるのかを聞きたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課中嶋です。

合併後速やかにちゅうことでなりましたが、今単価統一の件ですが、一応減免等を今考慮しながら、それを含んだ上で単価統一をしたいと今考えています。それで、一応減免の関係を早期に決めまして、単価統一の方向に今度は動いていきたいと思います。それで、一応、単価統一も一度にぼっと上げることできないもので、調整期間等を２年ないし３年をめどに調整期間を設けまして、単価統一をしたいと思ってます。

その単価統一後に、一応水道事業と簡易水道の統一等も考えていきたいと思ってます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第１５号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第１６．議案第１６号

議長（成吉 暲奎君） 日程第１６、議案第１６号築上町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（９番 西畑イツミ君） 築上町暴力団排除条例の制定についてですが、町民の安全・安心な生活を確保することについて、この暴力団とかかわらないようなことが町民の役割になるというふうなことを書かれておりますが、この暴力団に協力した人が罰せられるものなので、町民に理解をしてもらわないといけないと思います。で、町民が理解できるように、やはり説明会とかする必要があるのではないかと思うんです。これは、所管外で説明をお願いしようと思ってるんですが、暴力団という定義はどういうことなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 本条例案が町議会で可決された場合、県警と築上町との間で協定書を交わしていくということを県警のほうから説明を受けております。

で、今後、例えば入札とか町営住宅の入居などに関して、暴力団と疑わしき企業や個人が申し

出してきた場合、県警のほうに問い合わせをすれば速やかに回答していただくということになっております。ですから、その暴力団の定義を町がするのではなくて、県警のほうから暴力団もしくは暴力団との親交者、かかわりのある方ということは情報提供あるということになっております。よろしいでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 今の説明では理解できませんから、所管外でもっと詳しくお聞きしたいと思います。

で、教育現場ではどういうことを教えていく、やはり教える必要があると思うんですけど。

（「所管外で聞きゃあいい」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ちょっと、この議案の趣旨が混同しておるようでございます。もう1回、私のほうから。

これは、福岡県の暴力の条例が4月1日から施行されます。それに基づいて町も行うもので、そして基本的には町とそれから、いろんな入札があります、入札。それから公営住宅、町営住宅の入居、これに際して暴力団を入れないという形になります。そして、この判定については警察のほうに照会を出して、警察から「この人は暴力団だから」という照会来たときに、一応、入札にも入れないし、町営住宅にも入れないと、こういう形になる。そしてまた、県民である以上、また町民である以上は、いろんな物事の解決に暴力団を中に入れてあっせんをして頼まない、こういう形がこの条例の趣旨でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。 済いません。3度目ですね。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうするとですね、この条例は入札と町営住宅なんかの入居に係ることだけで、町民の役割としてどういうことをしたいかということとは関係ないということとで理解でよろしいでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町民は、暴力団にもものを依頼しないと、いわゆる自分が争い事ができたときに、暴力団に頼んで解決してもらおうとか、そういう方法を町民としてはとらないというモラルをこの条例で定めるものでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 西畑議員が質問していることはごもっともだと思っんですよ、町長。この条例案の中には、具体的なことが書かれてないんですよね。ただ、かかわらないとか協力しないとかいうだけであって、で、かかわってきた人も過去においておるかも、町民の中に要

るかもしれませんが、そういった人たちは理解できるかもしれないけども、全く暴力団とかかわりのない社会で生きてきた人たちが、どこまでがどういう方たちなのかという判断もつかないと思うんですよ。そして、僕が、町議会議員ですから、本当はもう県議会の議員さんに言ってほしいんですけども、誰が町民を守るんですか。じゃあ、暴力団が何か要求をしてきた、それを拒否したときに、あなた方、直接受けたことないからわからないでしょ、という人がいるんですよ。そういう要望を受けたときに、断ったときのことを考えたことがありますか。例えば、事業所なんかガラス、ピストルで撃たれたりとか、いろいろあってますけれども、今後こういった厳しい条例が入ってくると、まあ言葉悪いんですけど、飯食う種がなくなるわけですから、もうあたりかまわず暴力団という形で定義された人たちは、仕事、そういう肉体労働するわけでもないし、会社に勤めるわけでもないわけでしょ。収入源がなくなってくると、これはもう窮鼠猫を噛むんです。大変なことが起こる可能性も出てくるわけ。そこまで町民に正義を貫けと言うんやったら、それを守る体制を築上町がつからないかん。そうしないと、本当の膿は押し出されないと思うんですよ。これは、県でも国でも一緒ですけど。ただ、こういったことしたら、いやいやながら暴力的につきあわされて、つき合いをさせられている人たちが、悪者になるんですよ。でしょ。じゃあ、そこと付き合えばペナルティーですよ、入札には参加させませんよ、生活の糧を取りますよ。じゃあ、片一方から責められるようになりゃ、警察言うたら警察片づけるのかって、片づけてくれてないという状況、今日なんですよ。具体的に県が4月1日から実施するから、何でも見よう見まねやなくて、築上町は、もしそういったことにかかわったら、きちっとかかわった人たちも整理するかわりに、相手方も法的に罰していただけますかということの裏打ちがとれるようなことがないと、この条例に、条例に賛成をすることも、お前たちそれでいいか、と言われるようなことを言われるような町も出てくると思うんですよ。これ、本当に素晴らしい条例かもしれませんが、逆をとればもう少しかかわりのない人ちゅうか、今まで無理やりかかわらされてきた人たちの立場も考えて、担当課か何かつくとか。担当者というか、責任持ってね。担当、委員会ですけども、これ言うたけん言うんですよ。そういった説明がついてないから、理解できないから西畑さんは所管外でやるっち、呼んでもらうちゅうことにしてますけど、そういったことを含めた説明が委員会の中にも持ち込めるように、資料用意して下さい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 本条例は、県の条例も確か罰則規定なかったと思います。モラル規定ということで、これ非常に本来なら罰則規定がついてくればいいわけでございますけど、なかなかそういう、いわゆる準則である程度本町もこの条例案出しております。そういう形の中では、非常にやっぱり、まあ先ほど吉元議員から質問でましたけど、本来なら罰則とか、そういう後の対処、そういうものがきちんと対処できるような形になればいいけど、本条例とか県の条例では、

なかなかそうはいかない。後は、やはりこれは刑事訴訟法とかいろんなそういう別の法律を適用しなければ、まだまだこの暴力団の問題は解消しないというのが現実だろうと思います。そういう形の中では、まあ本町から暴力団を排除するというひとつの方法は、町議会とともに私も検討しながら、何とかいい案があればそういうことでやっていきたいと、このように考えておるところでございますし、どうぞよろしく申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。ほかにありますか。田村議員。

議員（12番 田村 兼光君） これは素晴らしい条例でありますけど、今、西畑議員やら吉元議員がおっしゃったように、通り一遍の紙きれでこの条例をつかって、そうするとたまたま吉元議員がおっしゃったように、もしそういう立場に、そういう状況に追い込まれた場合、実際にまあ豊前署でも何でも通報しても、何かことが起こらないとタッチしないと。そうすると、それまでにそういう方々といろんなトラブルに巻き込まれた方々は、非常に苦しい状況に追い込まれると。だから、これをつくるんなら、県や国はどうでもいいが、我が町、築上町は新川町長が豊前署あたりに、この条例は承認するけれども、万が一、いろんな境遇に追い込まれたときに、電話でもしたときに直ちにきてそれを阻止できるような状況をつかってほしいと、何かやっぱこれぐらいの注文、要望はしてほしいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） こういう事件がある、それから予防という形の中では、これはもう担当課のほうで、まあ今は基本的には官公庁連絡協議会という組織しかございません。ここで、2カ月に1回、いろんな会議を開きながらやってきておりますけれども、なかなか警察のほうもこういう問題、非常にやっぱりまだまだ、何と言いますか、迅速な対応と言いますか、これがまだできてないように考えられますし、そこんところはまたそういう会議の中でも対応を厳しくやっていただくようお願い申し上げたいとおもいます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第17、議案第17号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第17号築上町子供医療費の支給に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第18．議案第18号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第18号築上町子供医療費助成事業基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、厚生文教常任委員会及び総務常任委員会に付託いたします。

日程第19．議案第19号

議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第19号築上町立学校施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、厚生文教常任委員会及び総務常任委員会に付託いたします。

日程第20．議案第20号

議長（成吉 暲奎君） 日程第20、議案第20号築上町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） この築上町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは、近隣町と比較してどうなのか、また、旅費相当の額なのかをお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。

まず、この費用弁償の額でございますけれども、築上町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の第5条2項に、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、そ

の相当額を弁償することができる、という条文がございます。この条文がございますけれども、はっきりとした金額を明示したものがなかったということで、今回この条例の一部改正をお願いするということでございます。

それから、今申し上げましたこの第5条第2項を使って、既に一部の委員については日額2,000円が既に支払われておりますので、この2,000円という単価の根拠は既に今支払っております2,000円にあわせて条例改正を行いたいということでございます。

議長（成吉 暲奎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第21・議案第21号

議長（成吉 暲奎君） 日程第21、議案第21号築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） お尋ねします。条例に関することなんですが、まず指定管理者を指定する場合の公募のところ省かれるということです。

それから、なぜ、これは公募するにおいても、新しい分では町長がそのまま指定できるということなんですが、事業を効率的かつ効率的に達成するために期待できるときは、指定管理者として指定することができる、とうたっておりますんで、ここどうして削除するのか。

それから、次の第6条から以下、事業計画書、今後のいろんなどういった展開って起こってくるかわかりませんが、事業計画書も全部削除です。それから第8条の指定管理者、毎年終了時に60日以内にその日の記載した事業報告を作成して、それを提出しなければならない、(4)に挙げるほか、指定管理者による物産館の管理実態を把握するために必要なものとして規則を定める、これもすべて削除です。ということは、事業計画、まあ今後いろんな、どんな展開があるかわかりませんが、事業計画なくして事業ができて、その報告もどうあれこうあれできて、最後は、第10条では、何かあったときは町はその責任を負わないと、余りにもこう無責任な削除の仕方じゃないかと思いますが、どうしてこのように削除に至ったのかを説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。

築上町物産館の指定管理につきまして、3月31日で最初の契約が切れます。で、4月以降、指定管理の指定をする必要がありますので、この指定の契約につきましては、平成18年3月に

制定した築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例という定めがございますので、それにのっかってやりたいと。それができる前の指定管理の指定でございましたので、今回重複する部分はこの条例にのっかってやりますので、省く、削除するということで、今回改定をさせていただきます。

で、第1条の文言につきましては、現在築上町内の農産物で物産館の品数が埋まっております。町外及び買い入れた物も一部含まれておりますので、そういったことで今回、「主に町内農林水産物等の」という表現で改正させていただきました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 全然意味がわかりません。第1条については質問しておりません。これは「町内」と「主に町内」という形なんですけど、まず、第4条の2番、4条のところで、要は町長が指定できると、指定管理者の選定は町長が指定できるということで議会議決も削除されたわけなんですけど、まず、一番大事なのが今後の事業の展開、この物産館に限らず、事業計画なくして、その採算性なくして、その部分を削除するというのが、そしてまたその報告も見られない、要らないというこのやり方、それから、期限が来たから更新、と先ほど言われましたけども、それはうたってるんです。期限が来たら更新できるのはわかるんです。よほどの失態、不正、まあいろんな事件が起こらない限りは問題なく継続できるでしょうけど、なぜこの事業計画なく、これ物産館でも、ある意味指定管理者でも事業でもありますんで、どうしてこの削除する理由があるのか、その事業計画等ですね、ここをはっきり納得いくように説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、これは平常的な、当初つくったのはいろんな指定管理者と指定管理制度と似通ったような条例つくっておりますけど、この物産館、それから、まあ、本来なら第一次産業振興公社のいわゆるコマレの管理とか、それから農業公園の管理、これは、第三セクターに一応指定管理をします。こういう意味から、公募とかそういうものは要らないと、このいわゆるつきプロヴァンスはこのメタセの杜を管理をするためにつくった会社でございますし、これも当然つきプロヴァンスにメタセの杜は指定管理するのが、指定管理制度ができてするのは当然でございます。そして、第一次産業の関係で今サンコーつくっておりますけれども、しーだサンコーにコマレと農業公園の管理、それからピラ・パラの管理するのは当然でございますし、そういう形の中では、その整合性に合った条例にするというのが今回のいわゆる提案でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） あのですね、サンコーですか、サンコーは管理業務です。で、メ

タセの杜の場合は、ある意味事業ですよ。そういった、今後展開的に、まあサンコーであれプロヴァンスであれ、展開的に展開があった場合に、報告なし、事業計画なしでいけるわけですね。そういうのが、指定管理を指定するのも町長が指定できる、議会の議決も要らない、そう全部削除してるんですよ。（発言する者あり）いやいや、そうぶつぶつ言わんでね、手を挙げて言ってもらいたい。そのへん、ちゃんとした説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課吉留です。

築上町物産館条例と、もう一つ、築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と、2つの条例がございますが、この2つの条例の中で重複する部分がありますので、今回物産館条例の中から重複する部分だけを削除するということでございます。ですから、指定管理のほうの条例のほうに、今、議員が言われました事業計画書とか、町長が指定するとか、そういった文言はそのまま残ります。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。（「えー、ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

議員（8番 吉元 成一君） いやいや、議会運営上のことで質問です。

先ほど僕は大体、ルール破りちゅうか、所管内のこと、自分の受け持ちの暴力団排除問題はうちが付託、総務が付託されるようになってますんで、所管の審議ですよ、とこう指摘されましたけれども、まあ、西畑さんが言われようことはそういう意味で言いようんやないですよ、説明するためにもつけてあげてもらえませんかと質問させていただきましたけど、これだけ突っ込んだ話になるんやったら、所管外で担当者を委員会に出席していただくか、一般質問でやっていただくか、どっちかの形をとらないと、この質問、突っ込んだ話、全部ほんならみんな手を挙げて質問いたしますよ、この案件。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） まあ、その突っ込む、突っ込まんは別として、どちらにしてもこれは所管はうちになるのかな。違う。所管外で提案していきたいと思います。

指定管理者と物産館の条例、重複しているから削除したという、その辺のところから資料をいただきながら所管外で提出したいと思いますので、お願いします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 2 号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

. .

日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 3 号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

. .

日程第 2 4 . 議案第 2 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 4 号は、産業建設常任委員会に付託します。

. .

日程第 2 5 . 議案第 2 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） これは、先ほどの議案第 16 号との関連する条例であります。議運の中でも指摘させていただきましたが、この 16 号の中に、16 の 3 ページに、暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、と明確に 6 条の中には規定があります。この 25 号のほうには、暴力団員とのみしかありません。これは、同じ扱いにすべきだと思います。

す。これは、警察のほうでも協力してくれることだと思いますので、暴力団もしくは暴力団協力を同時にこの16号、25号をリンクさせて排除すべきではないかと思いますが、どうですか。そのへん町長お答え願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長、よろしいですか。

建設課長（田中 博志君） 建設課田中です。今の御指摘の件ですけど、先ほどの暴力団排除条例とも関連することでございます。また、4月から、またこれが議決されれば協定書等の作業等もありますので、今後警察とも協議しまして、検討していきたいと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 警察と協議するのは結構なんですけど、条例にないことは、まあ後の、この後で25の3 16のほうは条例の施行に関し必要な事項は町が別に定めるということにありますが、25号のほうには別に定めるというのがないんです。だから、そのようなことがない以上は、この条例そのものが不備ということになりかねませんので、そのこのところ、条例そのもの、これ総務委員会のほうでもしっかり議論していただきたいわけですが、こういう不備な条例を県がやるからといって町が実際に条例つくるわけですよ。県とは全く別個に町がつくるわけですから、こういう、私はもう一つ、不除去者、もしこういう条例つくって不除去者が出た場合は、不除去者は情報公開すべきじゃないかと思いますが、明確にここんとこ、25号は私は欠陥条例だと思いますので、ちゃんと審議してください。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 今、本会議で発言ですから、修正していただきたいの、総務委員会付託じゃありませんので、（「産建か」と呼ぶ者あり）産業建設委員会付託ですので、（「済いません」と呼ぶ者あり）総務で審議できません。

それと、ついぞとってはなんですけど、私もこれは所管外で聞きたいことがありますんで、そのときには指摘します。いいですかね、平野さん。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第26・議案第26号

議長（成吉 暲奎君） 日程第26、議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第27．議案第27号

議長（成吉 暲奎君） 日程第27、議案第27号築上町水難救助隊の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第28．議案第28号

議長（成吉 暲奎君） 日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

・

日程第29．議案第29号

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第29号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第30．議案第30号

議長（成吉 暲奎君） 日程第30、議案第30号損害賠償についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（９番 西畑イツミ君） 損害賠償についてですが、これは多分、前の賠償金の関係と言われましたが、この車を駐車場にとめたら、とたんに陥没したのかどうか、以前から少し陥没してて、町民から役場のほうに、集会所前の駐車場は少し陥没してますよ、とかそういう話があったのかどうか、お尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（田中 博志君） 建設課田中です。ただいまの御指摘の件でございますが、正毛田団地の集会所の前の一部でございますけど、以前から陥没したという形跡ございません。以前、そこに井戸がありまして、その井戸はもう不要ということで住宅のほうから要望がありまして、埋めて舗装をし戻した、その跡が陥没したと聞いております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（９番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（成吉 暲奎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３０号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第３１．議案第３１号

議長（成吉 暲奎君） 日程第３１、議案第３１号町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３１号は、産業建設常任委員会及び総務常任委員会に付託いたします。

日程第３２．意見書案第１号

議長（成吉 暲奎君） ここで追加議案です。日程第３２、意見書案第１号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提出者の説明を求めます。竹本議会事務局長。

事務局長（竹本 正君） 意見書案第１号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり築上町

議会会議規則第14条の規定により提出します。平成22年3月8日提出。提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員首藤萬壽美、同じく工藤久司、同じく中島英夫。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、西畑イツミ議員に説明を求めます。

議員（9番 西畑イツミ君） 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）です。

福岡県町村会の「裏金」接待に端を発した汚職事件は、中島前副知事と山本添田町長でもあります。県町村会長が逮捕、起訴されました。重大なのは、今回問題となった「裏金」は、県下の町村が負担した公金が接待に使われたということです。この事件の徹底解明を求めるとともに、再発を防止するために、県知事、副知事など、特別職と県議会議員を対象とした実効ある政治倫理条例の制定を求めるものです。政治倫理条例は、現在築上町ほか県下86%の自治体が制定しております。全会一致で御採択をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 私が勉強不足で申しわけないと思いますが、提案議員さんにお尋ね申し上げます。ただいま福岡県では政治倫理条例は県としてはないわけですかね。

それと、今議会で提案されているか、されてないかちゅうことも確認して、されてないということで意見書を出すということですかね。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 吉元議員のお尋ねにお答えいたします。

県としてはこの条例はまだ、政治倫理条例は制定されておられません。

それと、何でしたかね、（「今議会で……」と呼ぶ者あり）今議会でこの政治倫理条例の制定を求める意見書は提案されておりますが、まだ県議会中でその対応はどのようになっているかというのは、まだ把握しておりません。早急に把握したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。（「委員会でしてください」と呼ぶ者あり）

議員（8番 吉元 成一君） いや、まだ付託されてない。

各常任委員会に付託する場合は、ちゃんと付託されると思います。きょう、本日追加提案ですから、これについてしてるわけですが、もし出されてる場合は、これはもう取り下げということになりますかね。そうしないと、委員会にかかったときに審議のしようがあると思う。もし県議会で、その点についてはまだ把握できてない、早急に把握するということなんで、今日中にでも把握していただかないと、委員会の審議の場に、テーブルに乗せるのか乗せないかについて、取り下げするか、もう出しとったら県議会側としては自主的に政治倫理条例を提案していたら、これ出しても意味ないと思うんですよ。その点を早急に調査して、議会のほうに報告していただき

たいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員、よろしいですか。

議員（9番 西畑イツミ君） はい、わかりました。この議会が終わりましたから、すぐに報告できるようにいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいまの議題となっています意見書案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第33．意見書案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、意見書案第2号「ヒロシマ・ナガサキ」議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提出者の説明を求めます。竹本議会事務局長。

事務局長（竹本 正君） 意見書案第2号、「ヒロシマ・ナガサキ」議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成22年3月8日提出、提出者、築上町議会議員首藤萬壽美、賛成者、築上町議会議員、西畑イツミ、同じく信田博見。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提出者の首藤萬壽美議員。

議員（3番 首藤萬壽美君） 「ヒロシマ・ナガサキ」議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）でございますが、これは国に出したいと思います。世界の恒久平和は人類共通の願いであり、我が国は世界で唯一の被爆国としてこれまでも核兵器の廃絶を求めてきました。オバマ米国大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、核不拡散、核軍縮に関する国連の安全保障理事会首脳級会合で、鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、世界的な流れは加速しておりますが、まだまだNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただき、今後の世界の恒久的平和を求めるために、築上町議会も国にこういう提案をして意見をさせていただきたいと思い、自治法第99条の規定に基づき意見書を提出したいと思います。よろしく御審議ください。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 趣旨に反対するとかいうことじゃありませんが、出し方にちょっと異議があります。NPTとは何なのか、こういう省略用語を多発しているんな議案を出して

きますが、これはもしかして国会議員にもわからない人がおるかもしれないし、ましてや私たち知りません。で、一般の市民にも法案というのは公開されるものです。この審議は。こういう理解不能な用語を並べて意見書を出すのは、私はどうかと思います。これはきちんと日本語に直して、わかるようにして出していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（3番 首藤萬壽美君） NPTと、済みません、省略してしまいましたが、核不拡散条約がNPTの意味です。国に出す場合は、日本語で出すようにしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さんでございました。

午前11時20分散会